



2010年
(平成22年)

1/15

No.44

美東中学校創立50年記念事業



磯村靖幸氏ピアノリサイタル

目次 【表紙】美東中学校創立50年記念事業 磯村靖幸氏ピアノリサイタル

- | | |
|---|------------------------|
| 2 確定申告について | 8 お知らせひろば |
| 5 還付申告および確定申告相談会のお知らせ
市税務課固定資産税係からお知らせ | 11 教育通信 |
| 6 第1次美祢市総合計画「基本構想」を策定しました。 | 12 国体実行委員会だより
表紙の説明 |
| 7 総合観光部より(最終回)
「秋芳洞」開洞100周年祭記念事業が終了しました。 | |

確定申告が始まります

期間 **2月12日金** ～ **3月15日月**

申告書は自分で書いて、早めの提出を

郵送でも提出できます

問合せ先

厚狭税務署 (☎0836720180)

市税務課市民税係 (☎08375234)

所得税の確定申告をし
なければならぬ人

①事業所得・不動産所得・農
業所得などがある人の場合

○平成21年中の各種所得金額
の合計額が、所得控除の合
計額を超える人

②給与所得者の場合

○平成21年中の給与の収入金
額が2千万円を超える人

○一カ所の給与等の支払者か
ら給与を受け、給与所得お
よび退職所得以外の所得の
合計額が20万円を超える人
○二カ所以上の給与等の支払
者から給与を受け、従たる
給与の収入と給与所得およ
び退職所得以外の所得の合
計額が20万円を超える人

申告をすれば所得税が
戻る人

確定申告の必要がない人で

も、次のような場合は確定申

告をする給与や公的年金か
ら源泉徴収された所得税が戻
る場合があります。

①年の途中で退職した後、再
就職していない人

②一定の額以上の医療費を支
払った人

③住宅ローンを使ってマイ
ホームなどを取得した人

④災害や盗難などの被害を受
けた人

市県民税の申告が必要
な人

①平成22年1月1日現在、市

内に住所がある人は、市県
民税の申告が必要です。た
だし、次の人は除きます。

○所得税の確定申告をした人

○収入が給与や公的年金だけ
で、事業所などから給与支
払報告書または公的年金支
払報告書が市に提出されて

いる人

※給与所得以外の所得が20万
円以下の場合、確定申告
をする必要はありません
が、市県民税の申告は必要
です。

②市の国民健康保険や後期高
齢者医療に加入している人
及び同一世帯の人(国保等
の保険税額などを算定する
ため、平成22年1月1日現
在、収入がない人でも18歳
以上の人は申告が必要で
す。申告をされない場合は、
国保税等の軽減を受けられ
ない場合があります。)

申告に必要なもの

①送付された申告書(送付さ
れていない場合は、税務署
や市役所にあります)

②印かん、電卓、筆記用具、
申告する人の金融機関の口
座番号がわかるもの

③給与所得や公的年金などの
源泉徴収票、その他収入金
額がわかるもの

※生命保険や地震保険の満期
保険金や返戻金なども申告
が必要です。保険会社から
の通知なども持参してくだ
さい。

④控除を受けるために必要な
書類

●配偶者控除・配偶者特別控
除・扶養控除 扶養しよう
とする人(父母、配偶者、
子など)の収入がわかるも
の(給与所得や公的年金な
どの源泉徴収票など)

●雑損控除 り災証明、被害
を受けた住宅家財の明細
書、除去取り壊し費用およ
び関係費用の領収書など、
保険などで補てんされる金
額の明細書

●医療費控除 支払った医療
費の領収書・明細書、医師
の書いたおむつ使用証明書
やストマなどの医療用具を
必要とする証明書など、保
険などで補てんされる金額
の明細書(領収書などは整
理し、内訳書に記入の上持
参してください。)

●社会保険料控除 支払った
健康保険料(税)の領収書
や国民年金保険料などの支
払いをした証明書など

●生命保険・地震保険料控除
支払った生命保険料などの
払込証明書

●住宅借入金等特別控除 住
宅(土地)などの登記簿謄

本、住民票の写し、住宅
(土地)などの請負(売買)
契約書、住宅取得資金に係
る借入金の年末残高証明書
など

農業をされている人へ

農業の申告には、農協から
の営農口座年間集計表・年間
購買品供給明細書、農作物の
売上金額がわかるもの、中山
間などの交付金の明細書、農
機具などを買った領収書・レ
シートなどを必ず持参してく
ださい。わかりやすいように
できるだけ整理しておいてく
ださい。

書類がない場合は、申告相
談ができませんのでご注意く
ださい。

所得税から住宅ローン
控除額を引ききれな
かった人へ

平成21年から25年までに入
居した人で、所得税から住宅
ローン控除が控除しきれな
かった人は、入居1年目に確
定申告をすることにより差額
分(最高9万7千5百円)は
市県民税から控除されます。
市への申告は不要です。

あわせて、平成11年から18
年に入居した人の控除につい
ても原則申告不要になりまし
た。

確定申告相談日程表（美祢地域）

受付時間 **午前9時～午後4時**（各会場で1日は午後6時までの延長日があります）

3月3日（金）から15日（月）までの間は、旧美祢地域全域が対象となります。該当の相談日にお越しになれない場合は、この期間にお越しください。

※申告の内容により税務署での申告が必要な場合もありますので、不明な場合は事前に相談してください。

町名	相 談 日	受 付 対 象 地 区 名	申告相談会場
伊佐町	2月12日（金）	枋田、二神、上・下上野、矢口、空河内、上・下杉谷、上・下曾原、河本、古町、奥河原、正法寺、畜産試験場公舎、小林、森時住宅	伊佐公民館
	2月15日（月）	椎木畑、上・下内川、内川団地、広下、権坊、東・中・西丸山、江藤区、野崎、興産社宅、北川、北川荘、万倉地団地、第1・第2万倉地、牛明、上・下南横町	
	2月16日（火）	通り山、河原町、上町社宅、上町、東町、日の出町、恵比須町、北横町、本町、新町、中市、西本町、稻荷町、上田町、下田町、徳定、桜ヶ丘、促進住宅	
	（午後6時まで受付）	午後4時までに来場困難な伊佐町（下村地区を除く）の人	
	2月17日（水）	南原、東中峠、岩奥、広信、引塚、上・下堀越、堂下、根越、上・中・下万倉地	
東・西厚保町	2月18日（木）	奥畑、金山、僧都、岩ヶ河内、持田、大向上・下、江の河原、小杉	厚保公民館
	2月19日（金）	植松1区・2区、柳井川、熊の倉1区・2区、熊の倉、杵ヶ瀬、坂本1区・2区、千歳、大村、土器、本郷東・西、本久、沓野1区・2区	
	（午後6時まで受付）	午後4時までに来場困難な東・西厚保町（山中地区を除く）の人	
	2月22日（月）	梅香、中原、原、大日、駒ヶ坪、深土、長尾、平沼田	
於福町	2月23日（火）	榎田、平国木、宮の前、砂地、西畑、台、大嶺町石入	於福公民館
	2月24日（水）	小杉、金山1区・2区、駅前、緑ヶ丘	
	（午後6時まで受付）	午後4時までに来場困難な於福町、大嶺町石入の人	
	2月25日（木）	入水、東中村、萩原、立石、古屋、西寺、竜現地、みのり園	
	2月26日（金）	神柳、岡田、宗済、神田、栗ヶ原、平野、上・下田代、大明、横道	
豊田前町	3月1日（月）	1区、2区、3区、4区の1、4区の2、5区	豊田前公民館
	（午後6時まで受付）	午後4時までに来場困難な豊田前町、大嶺町桃ノ木上・下、三ツ杉の人	
	3月2日（火）	6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区の1、大嶺町桃ノ木上・下、三ツ杉	
大嶺町・旧美祢地域全域	3月3日（水）	国行町、国行東・西 東厚保町 山ヶ峠、長谷、上中村、中村、天子、西の浴、横坂上・下	美祢市民会館 大会議室
	3月4日（木）	坪美、長ヶ坪、向原、向原団地、曾根住宅、曾根上・中・下	
	3月5日（金）	堤、工業高校住宅、上嶺、下嶺東・西、下嶺住宅1区～4区	
	3月8日（月）	中村上・下、中村原団地、宗高、池尻台、池尻台1区、サン・コーポラス大嶺、駅前通、吉則町上1区～3区、吉則町中・下、前川通	
	3月9日（火）	吉則上・下、吉則台、日永、日永住宅、伊佐町下村上・下、幸嶺園	
	3月10日（水）	上嶺住宅、中村住宅、東渋倉、東渋倉団地、来福台1～8丁目、稗田、筈畑、相行、常森上・下、麦川町上・下、上麦川	
	3月11日（木）	白岩、藤ヶ河内、桑原、荒川1区・2区、平原坂、平原	
	（午後6時まで受付）	午後4時までに来場困難な大嶺町（石入、桃ノ木上・下、三ツ杉を除く）、伊佐町下村地区、東厚保町山中地区の人	
	3月12日（金）	吉友、助行、河内、入見北、入見久保、重安、羽永、真木、森中社宅、下山瀬、重安石灰	
	3月14日（日）	山崎上・下、利宗上・下、里山瀬、奥山瀬、西渋倉、渋倉団地、老人ホーム、祖父ヶ瀬上・下、滝口	
	3月15日（月）	祖母ヶ河内、七田、四郎ヶ原上・下、杉原、中村、嘉木、草井川、奥畑	

確定申告相談日程表（美東・秋芳地域）

受付時間

午前9時～午後4時

（各会場で1日は午後6時までの延長日があります）

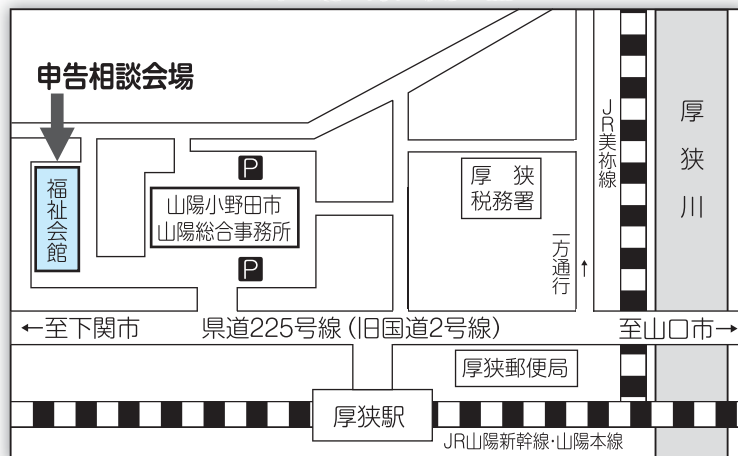
2月28日回は秋芳地域全域、3月14日回は美東地域全域が対象となります。該当の相談日にお越しになれない場合は、この期間にお越しください。

※申告の内容により税務署での申告が必要な場合もありますので、不明な場合は事前に相談してください。

地区名	相談日	受付対象地区名	申告相談会場
嘉万・青景	2月12日金	栢木、中辺、半田、山領、芝尾	嘉万公民館
	2月15日月	早二、寺家、殿河内、水の上、迫、鍛冶屋、小野、宮地	
	(午後6時まで受付)	午後4時までに来場困難な嘉万・青景地区の人と別府地区の大日住宅の人	
	2月16日火	日峯、国秀、戸青、信大、秀十、小藪、松皮	
	2月17日水	嘉万住宅、嘉万松皮住宅、二末、下市、住友秋芳社宅、中市、上市、井出口、外勢、麓、坂水、焼の河内、別府地区の大日住宅	
別府	2月18日木	門村、中村、平野、共栄、江良、真木、河原上、水上	別府公民館
	(午後6時まで受付)	午後4時までに来場困難な別府地区の人	
	2月19日金	江原上、江原下、湯の上、芹田、前水上、郷の原、流田、松皮	
岩永	2月22日月	平佐、中下郷、下郷、追拳、御坊、新菅、秋南、杣田、松橋	岩永公民館
	(午後6時まで受付)	午後4時までに来場困難な岩永地区の人	
	2月23日火	大朝、山露、岩永市、本郷川西、堀の内、谷津	
岩永・秋吉	2月24日水	内ヶ島、宮の前、照岡、土井敷、旦、上水田、中水田、下水田 旦の岡住宅、りんどうの丘	秋吉公民館
	2月25日木	平ヶ谷、岩ヶ下、八重ヶ原、八重ヶ原ハイツ、秋吉八重住宅、目畑、上八重、下八重、福王田、片山	
	(午後6時まで受付)	午後4時までに来場困難な秋吉地区の人	
	2月26日金	上里、下里、上宿、下宿、上宿住宅、福王田住宅、上瀬戸、上瀬戸住宅、駅通り、日の出、上里住宅、下瀬戸	
	2月28日土	秋芳地域全域	
	3月1日月	東神手、曾和、上随徳住宅、リベア住宅、広谷、随徳住宅、上随徳、随徳北、下随徳、秋吉台、その他秋芳地域全域	
赤郷	3月2日火	植山、絵堂、碇、植畠、二反田、下山、銭屋、小野、北河内	赤郷交流センター
	(午後6時まで受付)	午後4時までに来場困難な赤郷地区の人	
	3月3日水	山中、佐山、末原、中河内、宮の馬場、鐸市、松原	
綾木	3月4日木	大石、景平、高山、薬王寺、植竹、四之瀬	綾木ふるさとセンター
	(午後6時まで受付)	午後4時までに来場困難な綾木地区の人	
	3月5日金	山田、岡の台、九瀬原、瀬々川、金焼、御山	
真長田	3月8日月	町絵、沖田、神崎、切畑、武士ヶ河内、郷、宮の河内	真長田定住センター
	3月9日火	立石、法名、東一区、宗国、東二区、南区、西区、白土	
	(午後6時まで受付)	午後4時までに来場困難な真長田地区の人	
	3月10日水	真名市、岩崎、森清、神崎城山、徳坂、十文字、小田長谷、大原	
大田	3月11日木	桂坂、岩波、下秋、大木津、温湯、聞波、下市、山根	美東保健福祉センター
	3月12日金	平原、友永、長登、上新町、三本松、川上、鳶の巣	
	(午後6時まで受付)	午後4時までに来場困難な大田地区の人	
	3月14日土	美東地域全域	
	3月15日月	正覚、台山、三本松西区、下新町、上市東、近光、上市西、中市、田津、新井手 その他美東地域全域	

※美東・秋芳地域につきましては、申告会場の混雑を解消するため午前・午後に分けて受付を行います。
詳しくは別途、日程表を配布しますのでよろしくお願い致します。

会場案内図



問合せ先

厚狭税務署 (☎0836②0180)
※音声案内に従い「2」を選択してください。

**還付申告および確定申告
相談会のお知らせ**

厚狭税務署では、平成21年分所得税の還付申告および確定申告（消費税を含む）の会場を次のとおり設置します。

設置期間 2月1日（月）～3月15日（月）
（土・日曜日、祝日を除く）

受付時間 9時～16時（相談時間は17時まで）

相談会場 山陽小野田市社会福祉協議会山陽支所【福祉会館2階／山陽小野田市山陽総合事務所（旧山陽町役場）西側】

※申告相談会場開設期間中は、厚狭税務署での申告相談は行いません。
なお、会場設置期間以外の申告会場は厚狭税務署になります。

市税務課固定資産税係からお知らせ

家屋を新築・増改築及び取り壊されたときは

家屋を新築・増改築された場合

平成21年1月2日から平成22年1月1日までの間に家屋を新築、増改築したときは、平成22年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域のみ）の課税の対象となりますので、税務課固定資産税係までご連絡をお願いします。

連絡がありましたら、調査に何う日程を連絡させていただいたうえで、調査に伺いますのでご協力をお願いします。

※注：建築基準法に基づく家屋はもとより、建築基準法に基づく建築確認を必要としない家屋の新築・増改築についても課税の対象となります。

家屋を取り壊した場合

平成22年1月1日までに家屋を取り壊された方は、平成22年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域のみ）の課税の対象から除かれますので、税務課固定資産税係まで届出をお願いします。

届出がありましたら、現地の調査を行いますので、ご協力をお願いします。



あなたの住宅用地は 変わっていませんか

住宅用の土地は、税の負担を軽くするための「住宅用地に対する課税標準の特例措置」が適用されています。そのため、住宅が建っている土地と、店舗・工場など居住用ではない建物がたっている土地では、評価額が同じでも税額は違ってきます。

特例措置を正しく適用するために、平成21年中に家屋の用途を変更した方は税務課固定資産税係へ申告してください。

また、平成21年中に造成・植林等により現況の地目に変更のあった土地で、地目変更登記が未了となっている方についても、申告をお願いします。

償却資産の申告を忘れずに

美祢市で事業（製造業・販売業・飲食業・不動産業・各種賃貸業など）を営む法人（営業所等を含む）・個人の方は、地方税法第383条の規定により平成22年1月1日現在に所有する事業用資産の申告が必要です。なお、平成21年度までに申告のあった方には、既に申告書を送付しております。また、平成21年中に営業を開始した法人・個人の方も申告が必要です。事業を営んでいる方で、申告書がお手元に届かない場合は税務課固定資産税係へご連絡ください。

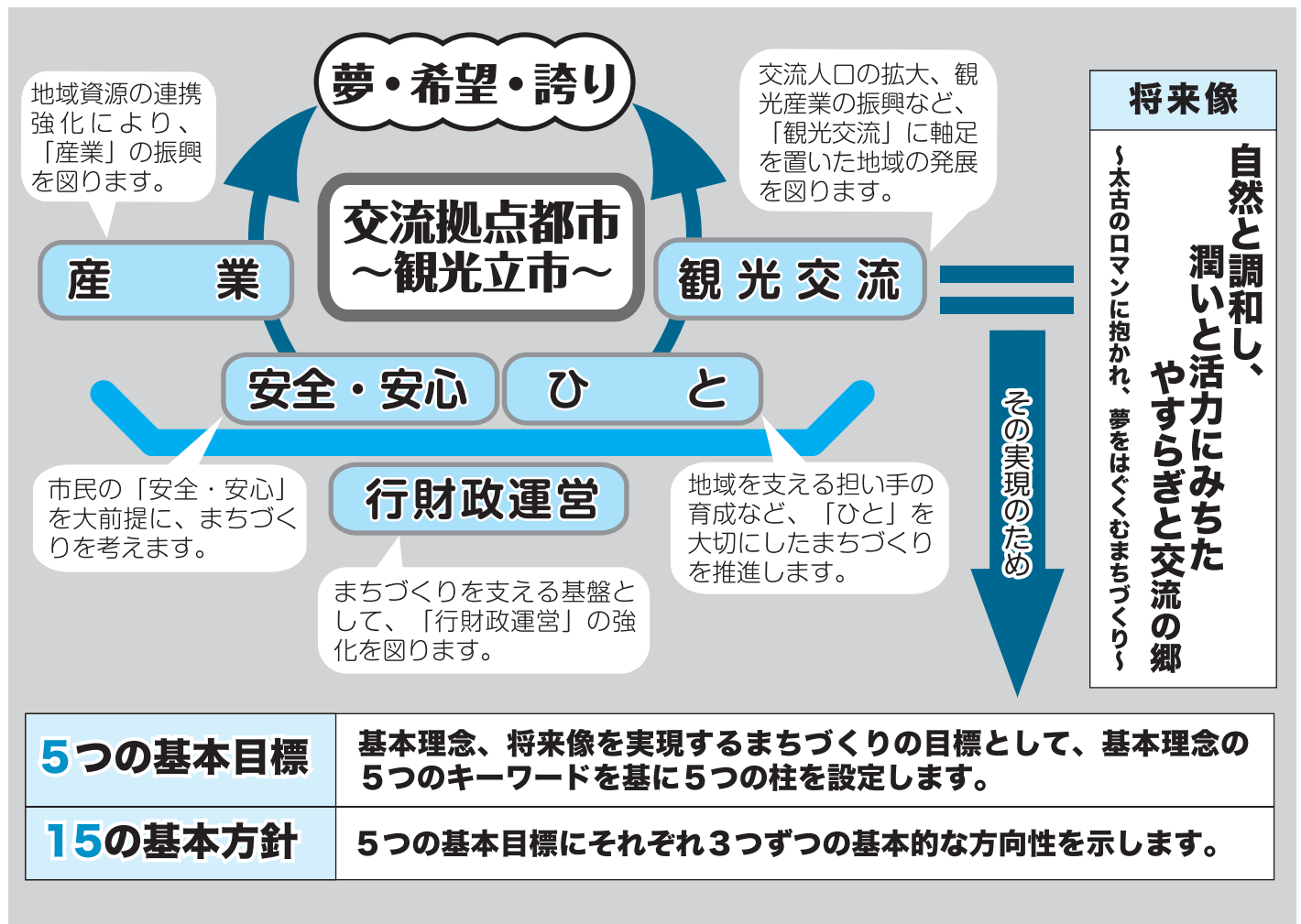
申告期限 平成22年2月1日月

問合せ先 市税務課固定資産税係 (☎0837②5234)

第1次美祢市総合計画 「基本構想」を策定しました。

第1次美祢市総合計画は、市の最上位計画であり、今後10年間のまちづくりの指針となるものです。本市では合併後、多くの市民の皆さんにご意見をいただきながら計画づくりを進めてきました。平成21年12月、市議会の議決を得て総合計画「基本構想」を策定しました。その概要をお知らせします。

基本理念	市民が「夢・希望・誇り」をもって暮らす 交流拠点都市 美祢市
-------------	---



将来指標	
目標人口 平成31年推計→平成31年目標 24,529人→ 30,000人	観光交流人口 平成20年実績→平成31年目標 143万人→ 250万人

重点戦略プロジェクト
交流拠点都市プロジェクト

土地利用構想
美祢市の骨格を形成する2つの軸、美祢市の基盤を構築する3つのゾーン、美祢市の元気を創出する3つの拠点で構成しています。

基本構想の策定を受けて、計画書の印刷作業に入り、3月頃に計画書の印刷が出来上がる予定です。今後も様々な形で市民の皆様に総合計画の周知を図っていきます。
※詳細については、市のホームページに掲載しています。

問合せ先 市企画政策課 (☎0837-61112)